

広 高 総 第 3 7 号

平成30年7月25日

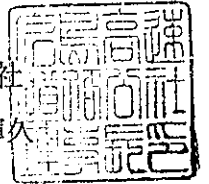
広島市中区大手町二丁目11-15

一般社団法人日本建設業連合会中国支部

支部長 福留 信也 様

広島高速道路公社

理事長 石岡 輝久



災害時における広島高速道路公社所管施設の
災害応急対策業務に関する協定の締結について（依頼）

このことについて、別紙災害協定書を締結したいので、ご異存がなければ押印のうえ1
部返送願います。

担当：広島高速道路公社

総務課経理係 上野

電話：082-508-6848



災害時における広島高速道路公社所管施設の災害応急対策業務に関する協定

広島高速道路公社理事長（以下「甲」という。）と、一般社団法人日本建設業連合会中国支部長（以下「乙」という。）とは、災害時における甲が管理又は工事中の施設（以下「所管施設」という。）の災害応急対策業務の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、大雨、台風等の異常な自然現象による災害等の場合に、所管施設において発生した災害の応急対策業務（以下「業務」という。）に関し、乙が業務の遂行に必要な建設機械、資材、技術者及び労力等（以下「建設資機材等」という。）の確保及びその動員の方法を定め、もって、被害の拡大防止と被害施設の早期復旧に資することを目的とする。

（業務の内容）

第2条 乙が協力する業務内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1）災害時における甲の所管施設の被災状況調査
- （2）被災した所管施設の応急対策に必要な建設資機材等の調達及び役務提供
- （3）甲への技術的助言

（建設資機材等及び災害時緊急連絡窓口の報告）

第3条 乙は、業務を早急に実施するために必要な、乙の各会員企業（以下「乙の会員」という。）が保有する建設資機材等の数量を把握しておくものとする。

- 2 乙は乙の会員が保有する建設資機材等の現状について、年1回、甲にその資料を提出するものとする。また、甲及び乙は、年1回、情報交換を行うものとする。
- 3 甲及び乙は、本協定に係る災害緊急連絡窓口を本協定締結後、速やかに相手方に報告するものとし、当該災害時緊急連絡窓口に変更があった場合には、直ちに相手方に報告するものとする。

（業務の要請）

第4条 甲は、所管施設に災害が発生し、被害の拡大防止と被害施設の早期復旧を図るため必要があると認めるときには、乙に対し、動員できる乙の会員による編成表及び連絡系統に関する情報の提供を要請することができるものとする。

- 2 乙は、前項の規定に基づく要請があった場合は、速やかに甲に最新情報を提供するものとする。
- 3 甲は、前項の情報に基づき、乙の災害時緊急連絡窓口を経由して乙の会員に出動を要請することができるものとする。
- 4 乙の会員は、前項の出動要請があったときは、特別な理由がない限り、これに応じるものとする。

5 第1項及び第3項の要請は、乙又は乙の会員に対して原則として文書で行う。ただし、緊急を要するときは口頭で行うことができるものとし、その後改めて文書を提出するものとする。

(業務の実施)

第5条 乙の会員は、前条第3項に基づく出動要請があったときは、できる限り速やかに所管施設の被災状況を把握し、甲の指示により業務を実施するものとする。

(契約の締結)

第6条 甲は、第4条に基づく要請に応じて出動した、乙の会員と速やかに工事請負契約等を締結するものとする。

(有効期限)

第7条 この協定の有効期間は、締結の日から平成31年3月31日までとする。なお、期間満了1か月前までに甲又は乙から申し出がない場合は、1年間有効期間を延長するものとし、以降もまた同様とする。

(損害の負担)

第8条 業務の実施に伴い、乙又は乙の会員の責めに帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合、又は建設資機材等に損害が生じた場合には、乙又は乙の会員は、遅滞なくその状況を書面により甲に報告し、その処置について甲と協議して定めるものとする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項、又はこの協定に疑義が生じたときには、その都度、甲及び乙が協議してこれを定めるものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し、甲、乙が記名押印の上、それぞれ各1通を保有するものとする。

平成30年7月25日

甲 広島高速道路公社
理事長 石岡 輝久



乙 一般社団法人 日本建設業連合会中国支部
支部長 福留 信也

